

2012年6月26日

「インド：対外商業借入（ECB）の規制緩和」三菱東京UFJ銀行
国際業務部**対外商業借入（ECB）の規制緩和**

インド中銀は、6月25日付で『対外商業借入（External Commercial Borrowing：以下ECBローン）のうち一定条件を満たすものについて、規制を緩和する』通達（RBI/2011-12/617 A. P. (DIR Series) Circular No. 134[※]）を出した。ECBローンの活用を容易にすることが狙い。

本件により既存のルピー建てローンの借り換えにECBローンが使えることになるが、対象先は、外貨収入のある企業に限られるなどの制約があることから、本スキームを利用できる企業は限定的であると考えられる。

※通達本文は以下のURL 参照。

<http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Mode=0&Id=7291>

通達要旨は以下の通り。

通達要旨（RBI/2011-12/617 A. P. (DIR Series) Circular No. 134）

2012年6月25日

『対外商業借入（ECB）：ルピー建てローンの返済』

2012年6月の通達（Circular No. 134）において、ECBの資金使途に、既存ルピー借入の返済が加わった。

ECBの資金使途として、承認ルート（Approval Route）で「既存ルピー借入の返済」を認める。

国内のルピー建て借入（資金使途：設備資金）について下記の要件を満たせばECBで返済可能とする。

- ① 製造業・インフラ関連企業であること。
- ② 過去3年間の会計年度で、継続的に外貨収入のある企業。
- ③ インド中銀のデフォルト・リスト（default list/caution list）に載っていない企業。
- ④ ECBによる返済の対象となる現行ローンは、国内ブックのルピー建て設備資金に限定。

上記で述べたECBの最高限度額は、100億米ドルとする。また各企業で取り組める限度額は、過去3年間の、年間輸出額平均値の50%とする。

本ECBを利用する場合は、ECB申込フォームおよび、過去にルピー建てローン（設備資金借入）を利用したという会計監査人発行の証明書を提出する必要がある。また会計監査人は、過去3年間継続的に外貨収入を取得している企業であることを証明しなければならない。ECBローンは、外貨収入により返済することになる。

AD-Category I bank は資金用途をモニターしなければならないと同時に、インドの各銀行は、保証を行ってはならない。他の条件は、従来より不変である。

本件は即時実施する。また、マクロ経済動向や他の関係する要因により、適宜見直しを行う。

※筆者注：インド国内のAD Category I bankには、三菱東京UFJ銀行が含まれる。

※対外商業借入(ECB)：在インド企業（含む日系現地子会社）によるインド国外の金融機関等からの平均残存期間3年以上の借入。（銀行借入、親子ローン、輸出信用、海外での社債発行等の形態を含む。ECB実施にあたっては、資金用途、借入期間、金利条件等に様々な要件・制限がインド当局より課されている。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

国際業務部（東京）地域戦略グループ	中村 美宏	E-mail: yoshihiro_4_nakamura@mufg.jp
	森 剛彦	E-mail: takehiko_mori@mufg.jp
国際業務部（大阪）地域戦略グループ	水野 勇	E-mail: isamu_mizuno@mufg.jp

【レポート作成】

国際業務部 教育・情報室 北村広明 E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。